

栃木地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

栃木労働局一般公示第 5 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金及び栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、栃木県の区域内において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（縫製機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（理化学機械器具製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び情報通信機械器具製造業並びに塗料製造業、自動車・同附属品製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、時計・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、あるいは純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記のそれぞれの業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「栃木地方最低賃金審議会専門部会委員候補推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 8 月 2 1 日

栃 木 労 働 局 長 川 口 秀 人

記

栃木地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、栃木県の区域内において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（縫製機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（理化学機械器具製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活

動を行う事業所を除く。)、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)及び情報通信機械器具製造業並びに塗料製造業、自動車・同附属品製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、時計・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、あるいは純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記のそれぞれの業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。

- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、栃木県の区域内において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。))及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、業務用機械器具製造業(理化学機械器具製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)及び情報通信機械器具製造業並びに塗料製造業、自動車・同附属品製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、時計・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、あるいは純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記のそれぞれの業に分類されるものに限る。)を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年9月5日(金)

(3) 推薦書の提出先

栃木労働局労働基準部賃金室

(宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎)